

成年後見人等報酬助成対象及び助成額基準

<助成対象>

- 単身者における流動資産(預貯金等)は、50万円を上限に保有を可能とする。

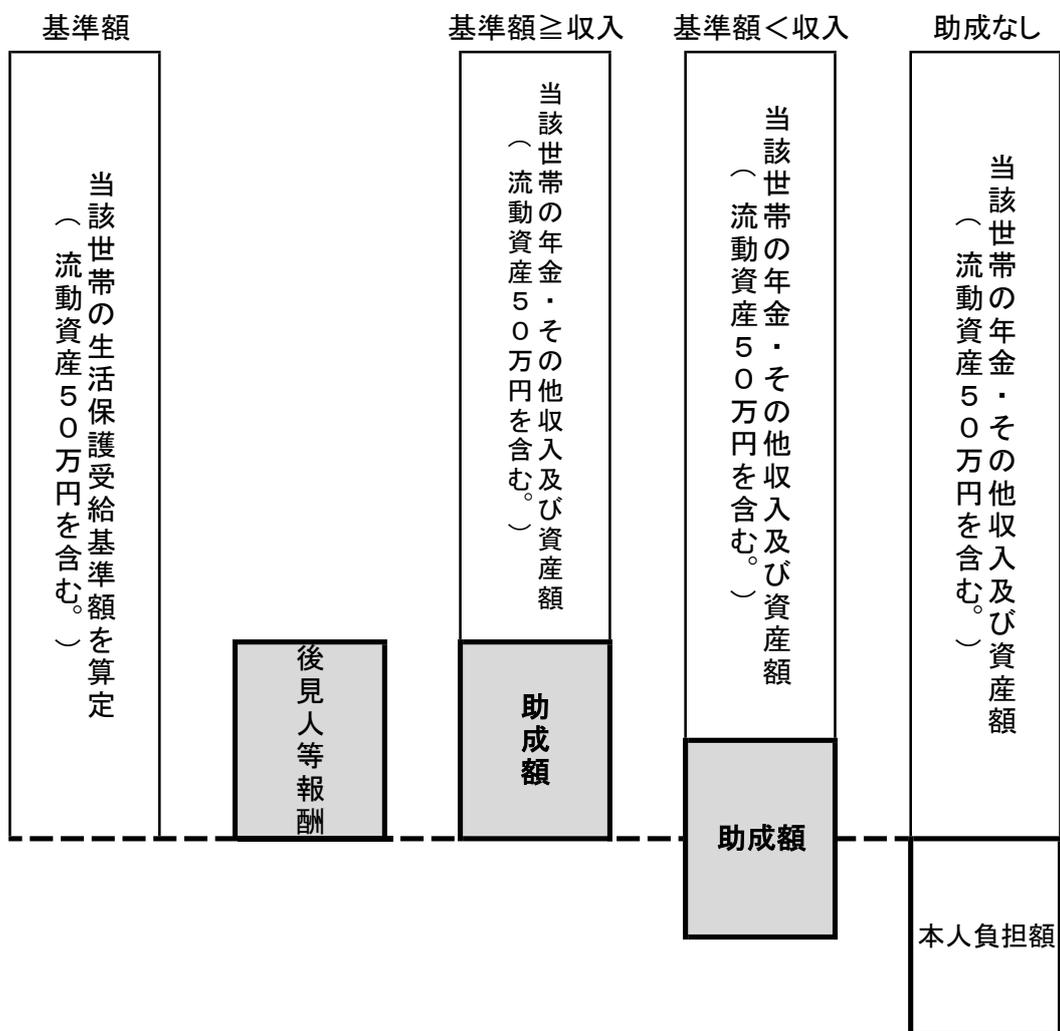
※単身者以外の世帯は、100万円を上限とする。

- ① 生活保護受給者
- ② 後見人等の報酬を対象者の属する世帯の収入及び資産状況から控除したとき、生活保護受給基準を下回ることが予想される者
- ③ その他特別に認める者

※ 不動産は処分。処分不可時は状況により判断

※ 動産(生命保険、定期預金等)は原則解約

上記②



※単身者以外の世帯は、「50万円」とあるのは、「100万円」とする。

<助成額の決定基準>

助成申請対象期間内に関わる以下の金額を助成額とする。

- ①は、後見人等報酬費用の全額を助成する。

②については、当該世帯の生活保護法に基づく保護基準額(生活保護の所管課と協議のうえ算定)を基本とし、後見人等報酬費を支払った場合に基準額を下回ると予想される場合は、後見人等報酬費用の全額を助成し、上回る場合は助成対象とならないものとする。